

収入保険の保険料を助成します

(美浜町農業収入減少対策事業補助金)

コロナ禍の影響や自然災害等、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクに備え、町内農業者の営農継続と農業経営の安定を図るため、以下の条件を満たす方を対象に収入保険の保険料(積立金・事務費除く)の一部を助成します。

【対象者】

以下の条件をすべて満たす方

1. 町内に住所を有する個人又は本店若しくは主たる事務所を町内に有する法人
2. 収入保険(下記を満たすもの)の加入契約を締結している

(1) 個人の場合

- 令和 5 年 1 月 1 日～12 月 31 日を保険期間とする
- 令和 4 年 12 月 28 日までに契約締結

(2) 法人の場合

- 令和 5 年 1 月 31 日までに契約締結

3. 町税を滞納していない者

【補助対象経費】

当初契約時の掛捨て保険料(事務費を除く)

【補助金額】

補助対象経費の 1 / 2 (上限額 10 万円)

留 意 事 項

- ◎補助を受けるためには愛知県農業共済組合半田出張所へ必要書類を提出する必要があります。
まずは下記問い合わせ先までご連絡ください。
- ◎既加入者の方には愛知県農業共済組合半田出張所より別途ご案内があります。
- ◎予算の範囲内で支払われるため、申請可能件数に上限があります。申込・契約時にご確認ください。
- ◎補助要件を満たさなくなった場合や美浜町や愛知県農業共済組合が定める補助金返還の要件に該当した場合は、受け取った補助金の返還を求める場合があります。

| | | |
|----------|----------------|-----------------------|
| お問合せ・申請先 | 愛知県農業共済組合半田出張所 | 0569-25-4451 |
| 事業実施機関 | 美浜町役場産業課 | 0569-82-1111 (269) |

収入保険に加入して農業経営の リスクに備えましょう！

農業経営収入保険とは

自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない農業収入の減少が補償の対象です。

| | | | |
|--|---|--|--|
| 自然災害や病虫害、鳥獣害などで収量が下がった  | 市場価格が下がった  | 災害で作付不能になった  | けがや病気で収穫ができない  |
| 倉庫が浸水して売り物にならない  | 取引先が倒産した  | 盗難や運搬中の事故にあった  | 輸出したが為替変動で大損した  |

〈加入できる方〉

青色申告を1年以上おこなっている農業者（個人・法人）

〈保険期間〉

青色申告の算定期間と同じ（保険期間開始前に加入手続きを行う必要があります。）

（個人：令和5年1月から12月・法人：事業年度の1年間）

〈補償内容〉

保険期間の収入（農作物の販売収入）が、基準収入の9割（※）を下回ったときに、下回った額の9割（※）を上限に補てんされます（肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外です。）

（※）補償限度や支払率を最高のものを選択した場合

裏面にある

美浜町の収入保険保険料一部助成を希望の方は、愛知県農業共済組合 半田出張所までお問い合わせください。

予算の範囲内で支払われるため、申請可能件数に上限があります。収入保険の加入申請も半田出張所で受け付けておりますので、お早めにお問い合わせください。

12月に美浜町内で収入保険 個別加入受付を実施します。

(1) JAあいち知多 美浜営農センター 2F 12月8日(木)

(2) JAあいち知多 美浜営農センター 2F 12月13日(火)

各日とも ①10時から ②11時30分から ③13時30分から ④15時から

※**予約制**となります。（予約状況により日時のご希望に添えない場合もございます。）

愛知県農業共済組合 半田出張所へ、12月5日(月)までにご予約下さい。

ご予約後に必要書類など詳しい内容をご案内します。